

令和5年度第2回府中市市民協働推進会議 会議録

- 日 時 令和5年6月28日(水)午後1時～3時
- 会 場 府中駅北第2庁舎3階小会議室
- 出席者 (委員)青山委員、伊沢委員、井上委員、坂牧委員、鈴木委員、関谷委員、
花岡委員、藤江委員、森田委員、山岡委員、山根委員
(事務局)小塚協働共創推進課長、本田協働共創推進課主査、小池事務職員、
俵原事務職員
- 欠席者 なし
- 傍聴者 1名
- 議 事 1 市民協働の取組の進捗管理について
(1) 第7次府中市総合計画における「協働により推進したい取組」の進捗
について
(2) 令和4年度協働事業等の調査結果について
2 市民協働の推進に関する条例案について
3 その他
- 資 料
- 資料1 府中市市民協働推進会議の開催予定
- 資料2 - 1 令和4年度施策評価
- 資料2 - 2 総合計画における「協働により推進したい取組」の集計について
- 資料3 - 1 令和4年度協働事業等の調査結果について
- 資料3 - 2 令和4年度府中市・府中市教育委員会後援調べ
- 資料3 - 3 令和4年度附属機関等およびパブリック・コメント手続きの実施状況
- 資料3 - 4 令和4年度協働事業一覧
- 資料4 - 1 府中市市民協働の推進に関する条例(案)
- 資料4 - 2 近隣自治体(東京都・神奈川県・埼玉県)の協働推進条例の設置状況調査
- 参 考 「府中市市民協働の推進に関する条例(案)における参考資料

開会

○会長より、事務局へ委員の出席状況などについて報告を依頼した。

○事務局より、欠席者はおらず定数 11 名のうち過半数の委員が出席しており、本会議が有効に成立していることを報告した。傍聴希望者が 1 名おり、入場の審議を依頼した。

○会長より、傍聴希望者の入場について委員に確認した。異議がないことを確認のうえ、入室を許可した。

傍聴者の入場

○事務局より、資料を確認し、資料 1 のうち第 4 回市民協働推進会議および答申の日程が確定したことを報告した。

議事録の確認

○会長より、事前送付された前回の第 1 回の会議の議事録について修正の意見がなかったことを報告した。その他の意見がないことを確認のうえ、議事録および資料ともに確定し、事務局に公開の手続きをとるよう依頼した。

次第 1 市民協働の取組の進捗管理について

○会長より、次第 1 「市民協働の取組の進捗管理について」、事務局に説明を依頼した。

○事務局より、次のとおり報告・説明した。

- ・資料 2 - 1 は施策の一覧で、資料 2 - 2 は集計およびその分析の結果である。
- ・資料 2 - 2 の 1 「各施策の評価」は、進捗状況の評価方法は、施策ごとに各課が進捗状況を 5 段階で評価している。5 段階評価ごとの件数は、資料のとおりで、最も多いのが 3 段階目の「協働により実施した（4, 5 に該当しないもの）」、次いで、4 段階目の「協働による相乗効果を得ることができ、その効果を市民に還元することができた」である。5 段階目の「これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題に協働で解決策を導き出すことができた」の件数を増やしていくことが課題である。なお、「1 未着手」及び「5 これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題に協働で解決策を導き

出すことができた」との回答については、参考として裏面に別途回答を抜粋して記載している。

- ・資料 2 - 1 は総合計画の行政評価シートのうち「協働により推進したい取組」に関する箇所を抜粋したものである。項目の左から「施策」「めざす姿」「協働により推進したい取組」については第 7 次府中市総合計画に掲載されている内容であり、今回新たに各課が評価した箇所は「4 年間で協働により推進したい具体的な取組」から右側の 5 列となっている。
- ・資料 3 は令和 4 年度協働事業等の調査結果であり、資料 3 - 1 が集計およびその分析結果、事業の一覧は資料 3 - 2、3 である。
- ・資料 3 - 4 は、令和 4 年度に実施した協働事業について、各課からの報告をもとに一覧にまとめたもので、資料 3 - 1 の 3 で、協働先および協働の形態ごとの件数をまとめている。特徴としては、協働先については目的型活動団体や事業者との協働の件数が増加しており、グラフ 1 のとおり割合としては目的型活動団体が最も高い。協働の形態についてはグラフ 2 のとおり市主体での事業が最も割合が高い。グラフ 3 はグラフ 1 と 2 を掛け合わせたもので、協働先ごとに協働の形態数の割合を示したものである。

○会長より、委員に意見を確認した。

○委員より、会議では各事業の内容について評価するのではなく、資料 2 - 1 「施策評価」で掲げている「めざす姿」を達成できているのか議論することが重要であり、総合的に住みやすいまちづくりにつながっているのかがわかる資料があるとよいとの意見があった。

○委員より、後援を受けた団体の選択方法について質問があった。

○事務局より、後援は各団体からイベントごとに随時申請を受け、市や教育委員会が承認するものであると回答があった。

○委員より、資料 2 - 1 には第 7 次府中市総合計画に沿って N . 1 から 1 0 8 までの施策が掲載されているが、これらが資料 3 - 1 の 3 「令和 4 年度に実施した協働事業」の 1 9 4 件の中に含まれているか質問があった。

- 事務局より、資料3 - 1は事業単位ではなく施策単位で掲載しているため、資料2 - 1で「今年度の取組実績」欄に書かれている事業が、資料3 - 1では事業ごとにばらして掲載されていると回答があった。
- 委員より、資料2 - 1は施策を5段階で評価することになっており、資料2 - 2で評価が4または5だった事業の結果を抜粋しているが、評価が4や5であった事業の協働形態や協働先を、資料3 - 1のような形式で確認することはできないかという質問があった。また、高評価を得た事業の協働先がどこか、こういった形態で協働をするとよい評価に繋がるのかが確認できるとよいという意見があった。
- 事務局より、高評価の事例の特長がわかる資料となるよう3 - 4に施策番号を追加するなど、資料の修正を検討すると回答があった。
- 委員より、資料2 - 1で評価が3「協働により実施した」という回答だった場合に、3の理由や、どうしたら3を4にできるのか、こういった方向性で協働したらよかったかを確認する設問があるとよいという意見があった。
- 副会長より、全体的に資料2のグループと資料3のグループの連携がしにくくなっているため、2つがクロスするように改善を検討するよう要望があった。また、資料2 - 1には番号が108まで振られているが、70から100番までが抜けており、また101以降の「関連計画における位置づけ」欄が空欄なのはなぜか、また、資料3 - 2の後援・協賛が市と教育委員会でわかれている理由について質問があった。
- 事務局より、資料2 - 1の番号については、第7次府中市計画の基本施策の番号になっており、100番台の施策は行財政運営に関する施策のため「協働により推進したい取組」を個別に掲げていないと説明があった。後援・協賛については、市と教育委員会とで件数をとりまとめている部署が異なることや、市と教育委員会の両方が後援する場合もあることから別々の集計となっていると説明があった。
- 会長より、資料2 - 1については振ってある番号が施策番号であるという説明を追加することと、資料3 - 1については顕著に成果が出ているものについて紹介するなど、他の事業のステップアップの参考になるような見方ができるよう資料を修正するよう事務局に伝えた。その他の意見がないことを確認のうえ、次の議題に移行した。

次第2 市民協働の推進に関する条例案について

○会長より、次第2「市民協働の推進に関する条例案について」、事務局に説明を依頼した。

○事務局より、資料4-1に基づき次のとおり説明があった。

- ・おおまかな構成として、最初に目的や定義を定め、そのうえで基本理念や協働の基本原則を説明し、次いで市民の役割や市の役割を明確にし、その後、当附属機関である市民協働推進会議について記載をしている。
- ・前回の会議でも伝えたとおり、今回新たに制定する条例は市民に対して何らかの強制的な義務や罰則を生じさせるものではなく、あくまでも協働に関する理念を定める理念条例となっている。
- ・記載している内容は「市民協働都市宣言」や「市民協働の推進に関する基本方針」の内容を基に作成している。

○会長より、委員に意見等をお願いした。

○委員より、東京都に関しては6パーセントの自治体しか条例を策定しておらず、条例が本当に必要なものであれば、100パーセントに近い数字になるのではないかとの意見があった。

○委員より、現在、府中市には他にどのような条例があるかとの質問があった。

○事務局より、次のとおり回答があった。

- ・条例がないと市民協働の行動に繋がらないということはないが、条例が気運の醸成になると考えている。
- ・現在、抽象的な都市宣言と、具体的な協働の形態等を示した基本方針があるが、今後、市民協働を継続するにあたっては、中長期的な柱となるような指針が必要と考えている。基本方針は、状況にあわせて定期的に見直しながら活用することが重要だが、これは策定が義務付けられているものではないこともあり、基本方針を改正しながら維持することについても条例の中で示すことになれば、それも条例の役割のひとつになると考えている。
- ・府中市のその他の条例については、資料4-2の他自治体の例に類似したものとしては、「府中市附属機関の設置等に関する条例」などがある。今回策定を考えているものと

同じ理念的な条例としては「府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」があり、手話についての理解を広く一般に広めるために制定した条例である。

- ・条例を制定する意義として、他自治体では、横浜市やさいたま市など協働の先進市では、協働の意識啓発に条例が役立っていると考ええる。

○委員より、基本方針のうえに位置する条例であるということで、理解したとの発言があった。

○会長より、委員に意見等をお願いした。

○委員より、資料4 - 2の他自治体の例は「協働」で検索した結果であり、東京都内の件数が少ないが、市民参加や住民参加、まちづくりといったワードで調べると、八王子市に「地区まちづくり推進条例」があるように、類似の条例がある場合があると発言があった。

○会長より、条例のあり方は自治体によって違いがあり、府中市であれば文化センターやプラッツなどの施設が伝統的に積み上げたものを尊重しながら、次の段階へステップアップすると言う意味で、条例は有効と考えられるとの発言があった。また、これまでの積み上げを整理し次世代に継承するためにも、先々の変化を含んだ理念条例が有効と考えられるとの発言があった。

○委員より、策定後の公表の仕方については、先に出した基本方針との役割の違いを説明した方がよいとの意見があった。

○会長より、ここまでの意見を踏まえ、前文に協働について市が積み上げてきた成果や具体的な内容が盛り込まれるとよいと事務局へ伝えた。

○委員より、条例を修正する場合、どのくらいの手続きが必要になるか質問があった。

○事務局より、今回の条例に関しては頻繁に変更することは想定していないと回答があった。

○委員より、頻繁に変更することを想定していないのであれば、前文には少子高齢化などの現在の情勢は入れず、十数年先にもあてはまる内容の方がよいのではないかと意見があった。

○委員より、行政の言葉は市民にとっては分かりにくい場合があるので、市民目線の表現がよいと意見があった。前回は話題になった「共創」という言葉に関しては、入れることですでに「共創」に取り組んでいる人の後押しになるのではないかと意見があった。

○委員より、6月22日にあった令和4年度提案型協働事業の報告会を聴講し、長い間市内で経営している企業は府中市に還元したいという思いが強くあると感じたため、市民だけに重点を置くのではなく、企業側にも協働の当事者であることが伝わる書き方がよいのではないかと意見があった。

○会長より、行政と市民、行政と企業の協働だけでなく、公が入っていない企業と市民の連携も協働と言えるため、そのことも考慮した書き方を検討したいという発言があった。また「共創」は協働の延長線上にあるものだが、協働と同等に浸透したとは言えないと思われるため、時期を見極めたいとの発言があった。

○委員より、条例に出てくる協働に関する言葉について、初めて協働に触れる方にとっては具体的なイメージを浮かべにくいのではないかと意見があった。例えば主体という言葉は誰のことを指すのか、また協働の形態について、後援や協賛も協働に含まれるということなどは一般にはあまり知られていないと思われるため、条例を表に出すときには、基本方針もあわせて見てもらえるようにしたらどうかとの意見があった。

○会長より、前回の資料にもあったとおり、市民の協働に対する認識は市職員に比べるとまだ低いというデータもあるため、普段協働に触れていない方にどう伝えるかも重であるとの発言があった。続けて、案についてより具体的に文言の修正案などがあるか確認した。

○委員より、次のような意見・質問があった。

- ・前文の2段落目「パートナーシップのもの」は「パートナーシップのもと」が適切であるとの意見があった。

- ・第1条の2行目「市民等」は「市」も対象だと思われるため、追加していただきたいとの意見があった。
- ・第1条の3行目「心ゆたかな地域社会」は「心ゆたかに暮らせる地域社会」が適切であるとの意見があった。
- ・第6条の3「事務事業」が具体的に何を指すのか質問があった。
- ・第7条(3)にある人材の育成と、(5)の中間支援組織及びコーディネーターの内容が重複しているとの意見があった。
- ・第7条(5)の中間支援組織及びコーディネーターの拡充について、条例に盛り込める内容ではないかもしれないが、育成に留めず、育成後の役割等についてもサポートができるという意見が出された。

○会長より、コーディネーターに関して、第7条の(3)と(5)が並列でよいのか、また「事務事業」という表現は施策を具体的に落とし込んだ各事業のことを指すが、市民に伝わる表現としてこれでよいのか、意見を求めた。

○事務局より、修正箇所について承知し、第7条(3)と(5)については書き方を検討すること、また「事務事業」は行政的な言葉でわかりにくいいため、「事業」に修正することを検討すると発言があった。

○副会長より、狛江市の「市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」は現時点で6回改正しており、条例を作ったきりにせず、使いこなしていることが伺えると発言があった。また、狛江市の条例ではパブリック・コメントなど、市民参加の具体的な仕方についても記載があるが、府中市の場合は記載せず、理念的な内容に留めるということかという質問があった。

○事務局より、府中市ではすでに「府中市パブリック・コメント手続の実施に関する要綱」や「府中市附属機関の設置等に関する条例」等で具体的な規定を定めているため、今回制定する条例には含まない予定であるとの説明があった。

○会長より、委員会での質疑を踏まえ、事務局は文言を追加した場合の具体的な案を作成し、次回検討したいとの発言があった。その他の意見を求めた。

○委員より、次のような意見・質問があった。

- ・第2条(4)の「企業」は、前条と揃えらしたら「事業者」になるのではないかとの意見があった。
- ・第2条(4)の「ボランティア」については「ボランティア活動」とした方が、直前の「営利を目的としない公益的な活動」と揃うのではないかとの意見があった。また「慈善活動」という表現が近年使用されているかどうか質問があった。

○委員より、「慈善活動」について、企業では「地域貢献活動」や「CSR（企業の社会的責任）」と表現することが多いとの発言があった。

○会長より、その他の意見がないことを確認したうえ、これまでに出された意見を反映した案を作成するよう事務局に伝え、次回も引き続き検討していくことを委員に伝えた。

次第3 その他

○会長より、本日予定された審議事項についてすべて終了したことを確認した。その後、委員等が所属している団体等で予定しているイベントなどの紹介を求めた。

○委員より、実施予定のイベントについて紹介があった。

○会長より、紹介を確認し、その後、事務局に連絡事項についての発言を依頼した。

○事務局より、次回の会議は7月21日（金曜日）午後3時から、会場は本日と同じく府中駅北第二庁舎3階小会議室となっていることを伝えた。

○会長より、委員に謝辞を伝え、改めて、次回が7月21日（金曜日）午後3時から、会場は府中駅北第二庁舎3階小会議室で開催する旨を伝え、参加をお願いした。
その後、閉会宣言。解散。